

監査報告書

2018年 5月 18日

群馬NPO協議会
会長 太田 琢雄 様

監査

田中 一雄 

監査

能倉 浩靖 

特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、群馬NPO協議会の2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び活動計算書）について監査を行った。

経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たって、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款、2017年度の活動方針、事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、上記の事業報告書及び計算書類が、群馬NPO協議会の2018年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況、及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上